(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱(平成18年告示第384号。以下「実施要綱」という。)第2条第1項第3号に規定する日常生活用具給付等事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (目的)

第2条 本事業は、在宅の障害者、障害児又は難病等の方に対し日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付対象者)

- 第3条 本事業の対象者は、在宅(原則、病院、施設等に入院、入所している者は除く) の障害者、障害児又は難病等の者とする。なお、難病等の者は、別表に定める程度と同 程度とわかる医師意見書を提出し、市が用具給付が適当と認めた場合に対象者とする。
- 2 給付等の対象となる用具は、実施要綱の別表(第10条関係)の1「種目」の欄に掲げる用具とし、対象者は本要綱別表1(以下「別表」という。)の「障害及び程度」の欄に、限度額は「基準額」の欄に掲げるものとする。ただし、杖、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器、人工喉頭、ストーマ装具、紙おむつ、収尿器については、病院、施設等に入院、入所中であっても対象とする。

また、介護保険法(平成9年法律第123号)により、住宅改修費以外の給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象から除く。また、点字図書の給付を受ける対象者は、毎年度、点字図書給付登録申請書(様式第1号)により市長に登録の申請をし、点字図書給付登録台帳(様式第2号)(以下「給付台帳」という。)に登録された者とする。

- 2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。
- 3 用具の貸与の対象者は、第1項に掲げる者で所得税非課税世帯に属する者とする。 (点字図書の範囲及び限度)
- 第4条 点字図書の給付対象となる図書は、月間や週刊誌等で発行される雑誌を除くものとする。また点字図書の給付の限度は、対象者1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻とする。(但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。) (住宅改修費の範囲及び限度)
- 第5条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の 購入費及び改修工事費とする。また、住宅改修費の給付は原則1回とする。なお、介護 保険対象者が行う住宅改修の範囲は、介護保険で行った住宅改修箇所以外とする。
 - (1)手すりの取り付け
 - (2)段差の解消
 - (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4)引き戸等への扉の取替え

- (5)洋式便器等への便器の取替え
- (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第6条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。なお、介護保険対象者については、介護支援専門員からの聴き取りを行うこととする。

(給付等の申請)

- 第7条 用具の給付等(点字図書を除く。)を受けようとする者は、日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第3号)(以下「申請書」という。)又は住宅改修費給付申請書(様式第3号その2)により市長に申請するものとする。
- 2 点字図書の給付を受けようとする者は、申請書に点字図書給付対象出版施設の発行する給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書(様式第4号)(以下「証明書」という。) を添えて、市長に申請するものとする。

(給付等の決定)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請書に記載された 対象者の障害の状況、家庭経済の状況等を調査し、調査書(様式第5号)又は住宅改修費 給付調査書(様式第5号その2)を作成するとともに、その内容を審査の上、日常生活 用具の給付等を行うか否かについて決定するものとする。
- 2 市長は、前条第2項の規定による証明書を受理したときは、当該証明書に記載された 対象者の氏名、点字図書名、出版施設名等を審査の上、点字図書の給付の可否について 決定するものとする。
- 3 市長は、用具の給付(点字図書を除く)を行うことを決定した場合は、日常生活用具給付決定通知書(様式第6号)又は住宅改修費給付決定通知書(様式第6号その2)及び日常生活用具給付券(様式第7号)又は住宅改修費給付券(様式第7号その2)(以下「給付券」という。)を、用具の貸与を行うことを決定した場合は、日常生活用具貸与決定通知書(様式第8号)を当該申請を行った者に交付するものとする。
- 4 市長は、点字図書の給付を行うことを決定した場合は、給付台帳に必要事項を記載し、 証明書に点字図書の給付を行う旨及び自己負担額を記載及び証明印を押印し、これを当 該申請を行った者に交付するものとする。
- 5 市長は、日常生活用具の給付等を行わないことを決定した場合は、日常生活用具給付 (貸与)却下決定通知書(様式第9号)又は住宅改修費給付却下決定通知書(様式第9号その 2)を当該申請を行った者に交付するものとする。

(用具の貸与の実施)

第9条 市長は、日常生活用具の貸与については、前条第3項の規定により日常生活用具 貸与決定通知書を交付した者と契約を締結して行うものとする。

(費用の支払等)

第10条 第8条第3項及び第4項の規定により決定を受けた受給者(以下「受給者」という。)は、その負担能力に応じて用具の購入及び改修工事に要する費用の一部を当該用具を納付する業者又は当該点字図書を送付する出版施設(以下「業者等」という。)に直接支払うものとする。

- 2 前項により、受給者が支払う額は、別表 2 によるものとする。ただし、受給者のうち 証明書を交付されたものが支払う額は、当該証明書に記載されている自己負担額とする。 また自己負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする
- 3 受給者は、前項の費用を支払う際に、給付券又は証明書を業者等に提出しなければな らない。
- 4 市長は、業者等からの請求に基づき、その用具の給付に要した費用の額から前2項により受給者が支払った額を控除した額を業者等に支払うものとする。
- 5 業者等が前項の請求を行う場合は、前3項の規定により受給者より提出された当該給付券又は証明書にそれぞれ必要な事項を記載のうえ、これを請求書に添付するものとする。
- 6 用具の貸与については、無償とするものとする。

(用具の管理)

- 第11条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費 用の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 用具の貸与を受けた者は、当該用具を損傷又は滅失した場合は、直ちに市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、用具の貸与を受けた者が前項の規定に違反した場合又は貸与を要しなくなった場合は、第9条に定める契約を解除し、貸与した用具を返還させるものとする。

(排泄管理支援用具の特例)

- 第12条 市長は、申請者の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具については、 次のとおり給付券を一括交付できるものとする。また、申請者は暦月を単位として2ヶ 月ごとに給付券1枚分の交付を受けることができる。
 - (1)別表の基準額(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2ヶ月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること
 - (2)給付券は、申請1回につき3枚まで一括交付できること

(日常生活用具給付・貸与台帳の整備)

第13条 市長は、日常生活用具の給付等の状況を明確にするため日常生活用具給付・貸 与台帳(様式第10号)を備えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

	■残額管理:限度額	質内であれば複数種類の給付可能			
[] [障害及び程度	htt Ats	基準額	耐用年
J 種 目 	障害区分	程度	性 能	(単位:円)	数
特殊寝台介護	身体障害者	下肢又は体幹機能障害2級以 上	腕、脚等の訓練のできる器具 を付帯し、原則として使用者 の頭部及び脚部の傾斜角度を 個別に調整できる機能を有す るもの。	154, 000	8年
<u> </u>	身体障害者	下肢又は体幹機能障害2級 (常時介護を有するものに限 る。)	褥瘡の防止又は失禁等による 汚染又は損耗を防止できる機 能を有するもの。		
	身体障害児	下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、原則として3歳以上の者		19, 600	5年
特殊マット	知的障害者・児	知的障害の程度が重度又は最 重度であって、原則として3 歳以上の者			
	身体障害者・児	下肢又は体幹機能障害1級の者で、寝たきりの状態が6か月以上続き、常時介護を要する者で原則として3歳以上の者(利用の要否を記載した医師の意見書を添付すること)	エアマット(空気圧の切り換えにより体圧分散を行うもの)又は除圧マット(ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの)で、褥瘡を防止できる機能を有するもの。	108, 000	5年
特殊尿器	身体障害者・児	下肢又は体幹機能障害1級であって、常時介護を要する者で原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易 に使用し得るもの	67, 000	5年
入浴担架	身体障害者・児	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、入浴に介護を要する者で原則として3歳以上の者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82, 400	5年
体位変換器	身体障害者・児	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者で原則として学齢児以上の者	介助者が対象者の体位を変換 させるのに容易に使用し得る もの。	15, 000	5年
移動用リフト	身体障害者・児	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として3歳以上の者	介護者が対象者を移動させる にあたって、容易に使用し得 るもの。ただし、天井走行型 その他住宅改修を伴うものを 除く。	159, 000	4年
訓練イス	身体障害児	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルを 付けるもの。	33, 100	5年
訓練用ベッド	身体障害児	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢 児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具 を備えたもの。	159, 200	8年
入浴補助用具介 護 残額管理	身体障害者・児	下肢又は体幹機能障害を有し、入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、 浴槽への入水等を補助でき、 対象者又は介助者が容易に使 用し得るもの。ただし、設置 に当たり住宅改修を伴うもの を除く。	90,000	8年
便器介護	身体障害者・児	下肢又は体幹機能障害2級以上であって、原則として学齢 児以上の者	手すりつきのもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴 うものを除く。	4, 450	8年
杖(T字状・棒 状のもの) 施設入院	身体障害者・児	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能障害者	対象者が容易に使用し得るもの。	3, 000	3年

種目	障害及び程度		ht- 45	基準額	耐用年
種 目	障害区分	程度	性能	(単位:円)	数
移動・移乗支援用具介 護 残額管理	身体障害者・児	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能に障害を有し、家庭内 の移動等において介助を必要 とする者であって原則として 3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手が、スロープ等であること。 ア 身体障害児・者の身体のであることの 学生を有けるとのではを有するとの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60, 000	8年
	身体障害者・児	平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能障害を有し、起立・歩 行時に頻繁に転倒する恐れの ある者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。	15, 200	3年
頭部保護帽施設入院	知的障害者・児	障害の程度が重度又は最重度 であって、てんかんの発作等 により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な 者が転倒の際に頭部を保護で きる機能を有するもの。	15,000	o /1
20 12 17 190	精神障害者・児	てんかんの発作等により頻繁 に転倒する者		15, 200	3年
	身体障害者・児	上肢障害2級以上であって、 原則として学齢児以上の者	足踏みペダル、ボタン等にて 温水温風を出し得るもの及び 対象者を介護している者が容	151, 200	8年
特殊便器	知的障害者・児	障害の程度が重度又は最重度 で、訓練を行っても自力での 排便後の処理が困難なもので あって、原則として学齢児以 上のもの	易に使用し得るもので温水温 風を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴 うものを除く。		
	身体障害者・児	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により 感知し、音又は光を発し屋外 にも警報ブザーで知らせ得る もの。		
火災警報器	知的障害者・児	知的障害の程度が重度又は最 重度の者(火災発生の感知及 び避難が著しく困難な障害者 のみの世帯及びこれに準ずる 世帯)		15, 500	8年
	身体障害者・児	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。		
自動消火器	知的障害者・児	知的障害の程度が重度又は最 重度の者(火災発生の感知及 び避難が著しく困難な障害者 のみの世帯及びこれに準ずる 世帯)		28, 700	8年
電磁調理器	身体障害者	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの。	41, 000	6 年
	知的障害者	知的障害の程度が重度若しくは最重度であって、18歳以上の者	从在老 总索目)~ (40 1 / 10	,	
歩行時間延長信 号機用小型送信 機	身体障害者・児	視覚障害2級以上であって、 原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの。	7, 000	1 0
聴覚障害者用屋 内信号装置	身体障害者	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等に より知覚できるもの。	87, 400	1 0

		■残観官理:限度観的であれば複数種類の指的可能				
種			障害及び程度	111 412	基準額	耐用年
別	種目	障害区分	程度	性能	(単位:円)	数
在宅	透析液加温器	身体障害者・児	腎臓機能障害3級以上であって、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51, 500	5年
療養等支援	ネブライザー (吸入器)	身体障害者・児	呼吸器機能障害3級以上又は 同程度であって、必要と認め られるもので、原則として学 齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの。	36, 000	5年
用具	電気式たん吸引器	身体障害者・児	上記に同じ	対象者が容易に使用し得るもの。	56, 400	5年
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者	医療保険における在宅酸素療 法を行う者	対象者が容易に使用し得るもの。	17, 000	10年
		身体障害者・児	呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の障害であって必要と 認められる者	動脈血中の酸素飽和度を測定 できるものであって、障害者 (児) 又は介助者が容易に使 用し得るもの。	50, 000	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	身体障害者・児	呼吸器機能障害3級以上又は 同程度の障害であって、必要と 認められる者であって、者又名 酸素療法を行っている者と 改工呼吸器を装着してい経 等であって、 等であって、 がは がある者 (利用の要否を記載した 医師の意見書を添付すること)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るものであって、アラーム機能を有し、かつ、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有しているもの。	157, 500	5年
	盲人用体温計 (音声式)	身体障害者・児	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)であって、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得 るもの。	9, 000	5年
	盲人用体重計	身体障害者	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者が容易に使用し得 るもの。	18, 000	5年
報・意思	携帯用会話補助装置 人院	身体障害者・児	音声機能若しくは言語機能障 害又は肢体不自由者であっ て、発声・発語に著しい障害 を有する者で原則として学齢 児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は 文章に変換する機能を有し、 対象者が容易に使用し得るも の。	98, 800	5年
疎通支援用具	情報・通信支援 用具 施設 入院 残額管理	身体障害者・児	上肢機能障害2級以上又は視 覚障害2級以上であって、原 則として学齢児以上の者	パーソナルコンピュータを使用するのに必要な画面音声化ソフトなどのアプリケーションソフトや大型キーボード等、身体障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、パーソナルコンピュータ本体を除く。	100, 000	6年
	点字ディスプレ イ	身体障害者	視覚障害及び聴覚障害の重度 重複障害(原則として視覚障害 2級以上かつ聴覚障害2級) の身体障害者又は視覚障害者 1級の身体障害者であって、 必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面 情報を点字等により示すこと のできるもの。	383, 500	6年
	点字器	身体障害者・児	視覚障害を有する者であって、視力の低下や視野狭窄により文字の読み書きが著しく 困難な者で、原則として学齢 児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの。	10, 400	7年
-						_

4#	_	障害及び程度		.kt- 스타	基準額	耐用组
種	目	障害区分	程度	- 性 能 	(単位:円)	数
点字タイプ ター	ライ	身体障害者・児	視覚障害2級以上(本人が就 労若しくは就学しているか又 は就労が見込まれる者に限 る。)	対象者が容易に使用し得るもの。	63, 100	5 年
視覚障害者ポータブルコーダー		身体障害者・児	視覚障害2級以上であって、 原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、DA ISY方式による録音並びに 当該方式により記録された図 書の再生が可能な製品であっ て、視覚障害児・者が容易に 使用し得るもの。	89, 800	6年
視覚障害者 字文書読上 置		身体障害者・児	視覚障害2級以上であって、 原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。	115, 000	6年
視覚障害者 大読書器	用拡	身体障害者・児	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くこと で、簡単に拡大された画像(文 字等)をモニターに映し出せる もの。	198, 000	8年
盲人用時計		身体障害者	視覚障害2級以上。なお、音 声時計は、手指の触覚に障害 がある等のため触読式時計の 使用が困難な者を原則とす る。	視覚障害者が容易に使用し得 るもの。	13, 300	1 0
聴覚障害者 信装置	用通	身体障害者・児	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの。	71,000	5年
聴覚障害者報受信装置		身体障害者・児	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚 障害児・者用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳の 映像を合成したものを画面に 出力する機能を有し、かつ、 災害時の聴覚障害児・者向け 緊急信号を受信するもので、 対象者が容易に使用し得るも の。	88, 900	6年
人工喉頭施 設 人 院	- I	身体障害者・児	音声機能若しくは言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの、又は顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	70, 100	5年
地デジ対応オ	ラジ	身体障害者・児	視覚障害の程度が2級以上の 障害者等で当該用具が必要と 認められる者	AM及ぶFM放送並びにテレビ音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	29, 900	6 [£]

種		■ 残額管理 : 限度額内であれば複数種類の給付可能 障害及び程度			基準額	耐用年
別	種目	 障害区分	程度	性能	基準領 (単位:円)	数
	福祉電話(貸 与)	身体障害者	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの。	_	_
	ファックス(貸 与)	身体障害者	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの。	_	_
	点字図書	身体障害者・児	主に、情報の入手を点字に よっている視覚障害者	点字により作成された図書	_	_
排泄管理	ストーマ装具 施 設 入 院	身体障害者・児	膀胱機能障害及び直腸機能障 害でストマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した 密封型又は下部開放型の収納 袋	12, 000	_
理支援用具	紙おむつ等 施 設 入 院	身体障害者・児	以下のいずれかに該当中のというでは、 1 かけいでは、 1 かけいでは、 2 を表し、 2 先のいのでは、 2 先のには、 2 先のには、 2 先のには、 3 たいのには、 4 生解に、 5 を表し、 6 を表し、 6 を表し、 6 を表し、 7 を表し、 8 では、 8 を表し、 8 では、 8 を表し、 8 では、 8 を表し、 8 を表し、 8 では、 8 を表し、 8 を表し、 8 を表し、 8 では、 8 を表し、 8	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	12,000	_
		身体障害者・児	膀胱機能障害及び直腸機能障害でその発現年齢が65歳未満であり、かつ常時の紙おむつ使用が必要であることが医師の意見書により確認できる者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	6,000	_
	収尿器 施 設 入 院	身体障害者・児	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿 の逆流防止装置をつけるも の。	8, 500	1年
住宅改修費	居宅生活動作補 助用具 介護	身体障害者・児	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	対象者の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住宅改 修を伴うもの。	200, 000	_

種 別 種	锤	種目	障害及び程度		州	基準額	耐用年	
73.1	作里	Ħ	障害区分	程度	1生	柜	(単位:円)	数

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダーには、テープレコーダー、音声ICタグレコーダを含む。